

京都市告示第275号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、令和6年4月11日付け京都市告示第117号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域について、同法第11条第2項の規定に基づき、次のとおり指定を解除します。

令和7年7月7日

京都市長 松井孝治

1 土地の所在地

京都市東山区福稻上高松町5番2の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ほう素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)